

子どもの権利条例について

札幌市の「子どもの権利条例（正式名：札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例）」では、子どもが毎日を安心して過ごし、健やかに成長するためにはなくてはならない札幌の子どもにとって特に大切な子どもの権利を次の4つにまとめています。

安心して 生きる権利

例：いじめや虐待を受けないこと

自分らしく 生きる権利

例：個性や他人との違いを認められること

ゆたかに育つ 権利

例：勉強したり、遊んだりすること

さんか 参加する 権利

例：自分に関係することに意見を言うこと

また、大人は、将来のことも含め、子どもにとって最もよいことは何かを考えて、子どもの権利を大切にしていかなければならないと定めています。

子どもアシストセンター

友だちのこと、家族のこと、いじめのこと、学校のこと、なやんだときは、電話やメールで相談してね！

■子ども専用の電話番号（通話料はかかりません）
0120-66-3783

（つながらないときは、011-211-3783）
月～金 あさ10:00～よる8:00
土 あさ10:00～ひる3:00

■メールアドレス
assist@city.sapporo.jp

子ども未来局ホームページ

子どもの権利条例や、この計画（子どもの権利に関する推進計画）について、もっとくわしく知りたいときは、ホームページもみてください。

■「子どもの権利のページ」
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>

■「子ども未来局キッズページ」
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/kids/index.html>

札幌市子どもの権利に関する推進計画 子ども向け概要版

平成23年3月

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943

Eメール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ（子どもの権利のページ）：

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>



さっぽろ市
01-G01-10-1423
22-1-94